不動産ファンド

高齢者住宅に本腰入れる不動産ファンド 資金調達とバランスシート改善に活用可

不動産ファンドを活用し、高齢者住宅を運営する介護事業者が急増している。開設コストを軽減するメリットに加え、 バランスシートを改善する目的で活用に踏み切る事業者も出てきた。一方ファンド側も、需要の拡大をにらみ、高齢 者住宅向けビジネスに力を入れ始めている。

不動産ファンドの仕組みを解説するとともに、実際の活用事例を紹介する。

大手商社の三井物産(株)は、今年4 月、高齢者施設を投資対象とする不動 産ファンド事業に参画したと発表した。

3月末に、東京都内の介護付き有料 老人ホームなどを対象に、約30億円 で第1号のファンドを立ち上げたのだ。 3~5年をメドに、数百億円規模に成 長させる計画で、REIT (160ページ記 事参照)にすることをにらんでいる。

同社金融商品部REIT室の後藤将 氏は、「高齢者専用賃貸住宅も含め、 様々な類型の高齢者住宅を視野に入 れて投資を考えたい。REITにすれば、 投資家はより長期的な視野で見返りを 求めるようになるから、賃料も適切な 水準で安定し、介護事業者は安心し て運営に当たれるだろう」と話す。

これまでも、銀行や証券会社などの 金融機関、あるいはファンド運営会社 がこの分野に参入した例はあったが、 商社の参入はおそらく初めてのこと。 高齢者住宅を対象としたファンドビジ ネスへの注目が、産業界で高まってき ている証しといえる。

100億に成長したファンドも

先行してこの分野に参入した金融 機関やファンド運営会社の多くも、さ らに事業の拡大を進めている。

例えば2005年に参入した新生銀行。 主にノンリコースローン(160ページ用 語解説参照)の貸し手としてかかわっ てきたが、既に百数十億円の融資を実 行した。

これに自信を得た新生銀行は、この 春、高齢者住宅への融資を専門とする 「ヘルスケアチーム」を設置した。「こ うしたファンドに資金を提供しようとい う投資家が増えてきたし、介護事業 者側の不動産ファンドへの理解も進ん だ」と、同行不動産ファイナンス部の 藤村隆部長はその背景を説明する。

融資対象としては、特定施設のほか、 住宅型有料老人ホーム、高齢者専用 賃貸住宅、シニアマンションなど幅広 く考えている。藤村氏は、「施設ごと に制度上の位置づけは異なるが、オペ レーションがカギを握る点は共通して いる。不動産と運営のバランスをとり ながら、評価していきたい」と語る。 新生銀行では、今年度中に、さらに 20件、金額にして200億~300億円程 度の融資を実行する目標を立てている。

今回、三井物産が参入に当たり提 携先に選んだリエゾン・パートナーズ (株)社長の秋元二郎氏は、かつて介 護施設特化型の不動産投資ファンドの 立ち上げにかかわった。特定施設6施 設でスタートし、最終的に8施設、100 億円弱の規模にまで成長した。秋元氏 は、「黎明期に受託した最初のファンド の運用業務も一区切りがついた。三井 物産との提携で、REIT化を目指した 次の段階に進む」と語る。

加えて、「有料老人ホームなどを対象 としたファンドが増えた結果、機関投 資家もこの分野に注目しつつあり、資 金が集まりやすい環境になってきた。 団塊の世代は、老人ホームとてあくま で"住まい"としてとらえているから、 潜在的な高齢者住宅市場は大きい。 今後は、特定施設以外にも対象範囲 を広げていきたい」(秋元氏)と意欲的

不動産ファンドの仕組みとは 出資と融資で土地・建物取得、運営監視役も

これまでの高齢者住宅の開設は、地主 に建物を建設してもらい、介護事業者が 土地・建物を一括して賃借りする「リース バック」方式が主流だった。自社で土地・ 建物を所有する場合に比べて初期投資が 節約できるため、事業者は開設ペースを上 げられるし、それを入居一時金の軽減に 向ければ、入居者確保にもプラスに働く。

だがリースバック方式には、地主が死ん で相続が発生したり、地主の倒産で不動 産が競売にかけられたりして、運営に影響 が及ぶ可能性がある。高齢者住宅事業に 理解のある地主を探す手間も大変だった。

そこで、初期投資を節約した上でこうし た問題点を解消するため方法として、不動 産ファンドを活用する介護事業者が、数 年前から増えてきている。

三井物産のケースを基に、不動産ファンドの仕組みを説明しよう(下図参照)。

中核となるのはSPC (特別目的会社)と 呼ばれる法人。ここに金融機関などが融 資を行い、同時に投資家が出資をして、そ れらの資金で高齢者住宅の土地や建物を 取得する。

ファンドが直接不動産を所有する場合

もあるし、信託銀行などが所有しファンド はその運用で生じた利益を受け取る権利 を持つケースもある。いずれにしろ、介護 事業者は、不動産の管理賃貸借契約を基 に、その高齢者住宅を運営することになる。

融資は「ノンリコースローン」と呼ばれる 方法。ノンリコースとは非遡及型という意 味で、万一借り手が破綻しても、不動産価 額を限度とした責任を負うにとどまる。一 方、出資は「匿名組合」を通して行われるた め、資金の出し手は明らかにされない。融 資と出資の割合は、7対3程度が一般的だ。

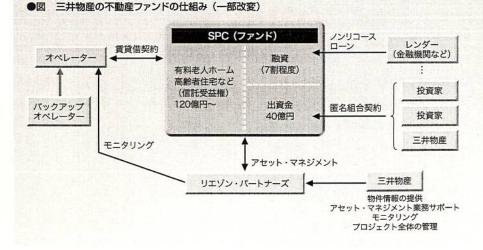
そのほか、事業者の運営状況をチェッ クしたり、ファンドが所有する不動産の 売却や新規購入の判断といったアセット・ マネジメント業務を行う会社も参画する。 万一事業者が破綻した場合に、後を引き 継いで住宅を運営するバックアップオペ レーターも用意される。

これら様々な関係者の中で最も重要な 役割を果たすのが、運営に当たる介護事 業者だ。事業者が土地・建物をファンドに 売却する場合、不動産の価値に加え、事 業者の財務内容や運営能力が調査され、 その結果も踏まえ価格が決まる。 事業者は、入居一時金や月額利用料、 介護報酬といった収入の中から、人件費 や諸経費、さらにファンドに賃借料を支 払って施設運営に当たる。

こうした運営の監視役も、ファンドの仕 組みに組み込まれている。三井物産のケー スでは、提携先のリエゾン・パートナーズ という会社が、事業者の財務書類の評価、 施設長へのインタビュー、入居者の満足 度調査を通じて、「介護サービスの質」を 精査する。

今のところ、高齢者住宅分野に進出し ているファンドの多くは、特定の投資家が 出資している。これに対し、小口に分割し て証券取引所に上場し、一般の投資家に も販売しているのが「REIT」だ。情報開 示などに厳格な義務が課せられる一方で、 活用側にとってのメリットも生じるという。

出資者はいつでも市場で売却できるた め、一般に期待する利回りの水準が低下 し、賃料は適正な範囲に落ち着くことにな る。アセット・マネジメントサイドも、値上 がり益の追求を目的とした短期間の売買を しなくて済むため、介護事業者はより安心 して運営に専念できる。



●用語解説

①ノンリコースローン:借り手が行き詰まった 際の借入金の返済を、不動産を処分した範囲で 行えばいい融資。それ以外の財産からは取り立 てができないため「非遡及融資」とも呼ばれる。

② 匿名組合:株式会社とは異なり、出資者が 所有する財産に権利を持たず、意思決定にも 関与できない仕組みの企業形態。出資者の秘 密が保たれるので、投資などのビジネスで活用 される。

③バックアップオペレーター:ファンド所有の 高齢者住宅を運営する介護事業者が経営破綻 した場合に、その施設の運営を引き継ぐ事業者。 あらかじめ契約を結んで用意される。 だ。

こうしたファンドの"仕掛け人"に とって、最も大切なのは運営事業者選 びだ。上場しているファンド運営会社 のアセット・マネジャーズ(株)は、こ の部分を強化するために、有老ホーム 業界大手の(株)メッセージで経営企 画部長を務めた中島禎孝氏を、ファン ド事業部門のスタッフとして採用した。

アセット・マネジャーズは、もともと 東京の中心部のオフィスビルで構成さ れるファンドを運営していたが、事業 拡大のために、取得する不動産の種 類と地域を広げてきていた。「高齢者 住宅は地方の中核都市にあることが多 く、当社の戦略にマッチする。今後の 需要も大きいので、プロジェクトチー ムを作って取り組んでいる」とファンド 事業本部ファンド第1事業部ヴァイス プレジデントの奥村明博氏は語る。

REITが高齢者住宅を取得

一方中島氏は、「2004年に特定施設 が1000を超えてから、入居率は二極 化の傾向にあり、経営感覚が欠如して いるようでは成功はおぼつかなくなっ た。業界のトップ企業で働いた経験を 生かし、経営者の能力も見極めていき たい」と抱負を語る。

同じく上場しているファンド運営会 社のパシフィックマネジメント(株)は、 グループ会社で運営しているREIT、 日本レジデンシャル投資法人の資産と して、(株)生活科学運営の横浜市港 北区の高齢者住宅を取得し、同時に 資本および業務面で提携した。 このREITは「住宅総合型」。「トー タルライフサポート」を看板に掲げ、人 生のあらゆるライフステージ・ライフサ イクルで必要な多様な居住用不動産 の取得を目標としている。そこで、シ ニア向けの不動産として、高齢者住宅 を取得したわけだ。

このREITの資産管理業務を手がけ るパシフィック・インベストメント・アド バイザーズ(株)の山内章社長は、「大 都市の近郊で、自立した高齢者向けの 住宅を運営してきた生活科学運営の 高齢者住宅は、主に東京23区や政令 指定都市の物件を取得してきた当社 の資産構成の方針に一致する」と語る。

さらに山内氏は、他の介護事業者 が所有する高齢者施設の取得も視野 に入れている。日本レジデンシャル投 資法人の所有する不動産のうち、高齢 者住宅の割合を10%、250億円にまで 増やしたいと考えているからだ。「自立 者向けの住宅や高専賃の取得から始 めて、いずれは介護付きへも手を伸ば したい」(山内氏)と言う。

それでは、"仕掛け人"たちが高齢 者住宅向けのビジネスに熱い視線を注 ぐ中、介護事業者側は、どのような戦 略でファンドを事業拡大に利用すれば いいのか。三つの事例の紹介を通して、 実践的な活用法を探る。

さわやか倶楽部(北九州市) 資金調達の幅広げ事業拡大へ

福岡県内を中心に、有老ホームをは じめとする高齢者住宅を20施設以上 運営する(株)さわやか倶楽部。同社 は、一昨年、そのうち6施設をアセット・ マネジャーズ(前出)が運営する不動 産ファンドに売却した。そこを20年間 賃借りする契約を結び、引き続き運営 に当たっている。

売却した施設は、介護付き有老ホーム(特定施設)4施設、グループホーム 2施設。デイサービスセンター併設の 施設も含まれている。これにより、40 億円近い資金を得ることができた。

さわやか倶楽部の持ち株会社、(株) ウチヤマホールディングスの内山文治 社長は、「貸しビル業が本業だったか ら、匿名組合(用語解説参照)やノン リコースローンについても知識があり、 不動産ファンドの活用に抵抗はなかっ た。取得した資金は、高齢者住宅分 野の事業展開に使いたい」と語る。

さわやか倶楽部が高齢者住宅事業 に参入したのは4年ほど前だが、その 前からグループ内に社会福祉法人を 抱えていた。その経営を通じ、内山社 長は、金融機関が高齢者施設事業に あまり理解を示してくれないとの印象 を持ち、常々、融資以外にも資金調達 の道を広げる必要性を感じていた。

その後、不動産ファンドビジネスを 手がける金融機関も増えだし、今回の 売却に際しても、証券会社などからい くつか引き合いがきたという。それらの 会社の中から、「入居者第一」という施 設運営の考え方で一致するアセット・ マネジャーズを選んだ。

一方、アセット・マネジャーズの奥 村氏は、運営事業者を選択するポイ